

添付法令資料 4 :

インボイス及び証書に関して定めるベトナム政府の議定（目次）
2020年10月19日付第123/2020/ND-CP号議定／22.07.01施行

- 第1章 総則（第1条ないし第7条）
- 第2章 インボイスに対する規定
 - 第1目 通則（第8条ないし第11条）
 - 第2目 電子インボイスに関する規定（第12条ないし第22条）
 - 第3目 税務機関が印刷済みのインボイス（第23条ないし第29条）
- 第3章 証書に対する規定
 - 第1目 通則（第30条ないし第32条）
 - 第2目 電子証書に関する規定（第33条及び第34条）
 - 第3目 印刷済み及び自己印刷形式に従った領収書に関する規定（第35条ないし第40条）
- 第4章 インボイス及び証書情報の確立及び調査
 - 第1目 インボイス及び証書情報の確立（第41条ないし第43条）
 - 第2目 電子インボイス情報の調査、提供及び使用（第44条ないし第54条）
- 第5章 インボイス及び証書の管理及び使用における組織及び個人の権利、義務及び責任（第55条ないし第58条）
- 第6章 施行条項（第59条ないし第61条）